

よくあるご質問

No.	ご質問	回答	理由
1	中小企業等協同組合法第3条各号に規定する協同組合は対象事業者となるか？	対象事業者とならない。	要綱において対象事業者を中小企業基本法第2条第1項第1号に規定する中小企業者としており、組合を想定していないため。
2	県内に工場のみがある企業は対象事業者となるか？（工場は事業所となるか？）	対象事業者となる。	日本標準産業分類一般原則において、工場も事業所と定義されていることから。
3	自社で商談会を主催する場合の会場使用料、旅費、輸送費は補助対象経費となるか？	補助対象経費となる。 ただし、旅費については様々な要件がありますのでご注意願います（手引きP3～5参照）。	本事業の目的である県内企業の販売促進・拡大に資するものであり、出展料の内容として会場使用料も認めています。
4	複数の企業で共同出展し、出展料を分割する場合は、自社負担分の出展料を補助対象経費として申請することは可能か？ 例：2社で共同出展し、出展料が70万円となるとき、他社から負担分35万円（ $70 \div 2 = 35$ ）をいただき、自社負担分35万円と合わせて70万円を主催者に支払う。この場合、自社負担分の35万円は出展料として申請できるか。	補助対象経費として申請することは可能。ただし、実績報告書を提出する際に手引きに記載している添付書類のほか以下の資料を提出すること。 (1) 共同出展することがわかる資料（負担する出展料の内訳を記載すること） (2) 他社負担分を収入したことがわかる資料（通帳写しなど）	分割して負担する額が明らかであれば、補助対象経費と認められるため。